

要 望 書

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成21年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員長 野々下 重 夫
(寝屋川市議会議長)

要 望 書 (案)

全国市議会議長会は、地方行政関連施策についての要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成21年11月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 五 本 幸 正
(富山市議会議長)

全国市議会議長会地方行政委員会
委員 長 野々下 重 夫
(寝屋川市議会議長)

目 次

1. 第二期地方分権改革の推進について	1
2. 地方議会の権能強化等について	4
3. 消防防災体制の充実強化について	7
4. 過疎地域の自立促進について	9
5. 合併市町村に対する支援の拡充について	11
6. 基地対策関係予算の確保等について	13
7. 治安対策の強化等について	15
8. 北方領土返還について	17
9. 人権救済制度の確立について	19

1. 第二期地方分権改革の推進について

9月に発足した鳩山内閣は、地域主権の確立を重点政策として掲げ、マニフェストや三党連立政権合意には、基礎自治体への大幅な権限移譲、国の出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等が盛り込まれている。

一方、地方分権改革推進委員会は、これまでの二次にわたる勧告に続き、10月8日に義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、地方自治関係法制の見直し及び国と地方の協議の場の法制化を求める第3次勧告、11月9日には、地方税財政制度の再構築に向けた第4次勧告をとりまとめ内閣総理大臣に提出した。

政府においては、年内に義務付け・枠付けの見直しを中心とした地方分権改革推進計画を策定し、次期通常国会に「新分権一括法案(仮称)」を提出することとされている。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図り、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現することであり、そのためには、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築しなければならない。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 国と地方の役割分担の見直しと事務・権限及び財源の一体的な移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務・権限及び財源を一体的に移譲すること。

その際、「補完性・近接性」の原理に基づき、住民に身近な行政を担う都市自治体への移譲を促進すること。

また、都道府県から都市自治体への事務・権限及び財源の移譲を行うこと。

(2) 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

国による義務付け・枠付け及び関与を廃止・縮小し、条例制定権を拡大すること。

(3) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

(4) 国と地方の協議の場の法制化

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う国と地方の協議の場を早期に法制化すること。

2. 地方議会の権能強化等について

今後の分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すこととなる。

地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、更なる地方議会の権能強化が必要であり、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

また、地方議会議員の法的な位置付けが明確でないため、議員の職務としての議員活動について必ずしも十分な理解を得られていない状況にあることから、地方議会議員の職責・職務について地方自治法に明文化する必要がある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 地方議会の権能強化

地方議会の権能強化を図るため、次の事項を実現すること。

- ①議長に議会招集権を付与すること。
- ②議決事件については、現行の制限列举主義を改め、各自治体が自ら条例で定めることができるものとし、地方自治法第96条第1項に掲げる15項目は、例えば「義務的議決事項」として位置付けること。
- ③決算不認定の場合及び専決処分不承認の場合の対応措置を首長に義務付けること。
- ④閉会中の委員会活動を自由化すること。
- ⑤議決を要する契約の種類・金額、また財産の取得・処分に係る面積・金額要件については、各自治体で独自に定めることができるようにすること。
- ⑥市が出資している法人の経営状況の議会への報告については、市が2分の1以上を出資している場合に限り義務付けているが、この基準を4分の1以上に拡大すること。
- ⑦「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、健全化計画や再生計画等が議会の議決事項とされたことを踏まえ、地方公営企業についても経営状況を議会へ報告することを義務付けるなど、地方公営企業に対する議会の関与を拡大すること。

(2) 地方議会議員の法的位置付けの明確化

地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定すること。

(3) 地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化

地方議会議員選挙における住民と候補者の接点の拡大と政策本位の選挙の推進を図るため、公職選挙法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても認めること。

3. 消防防災体制の充実強化について

近年の社会環境の急速な変化に伴い、火災をはじめとする災害態様は一層複雑・多様化の傾向にあり、加えて、地震・風水害等の大規模な自然災害が多発している。

こうした災害に対応する消防防災行政は、市町村が責任をもって処理すべきものとされており、各市町村は、火災や自然災害等から住民の生命・身体・財産を守るため、総合的な消防防災体制の整備に努めているところであるが、今後も広く住民の期待に応えるためには、消防防災体制の更なる充実強化が必要である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 消防防災施設・設備整備に対する財政措置の充実

消防防災体制の充実を図るため、防災拠点施設、消防水利施設、緊急消防援助隊施設等の消防防災施設・設備整備に対する財政措置を充実強化すること。

また、防災無線デジタル化に伴うアナログの地域防災無線のデジタル移行を推進するため、財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 消防広域化事業に対する財政措置の充実

広域化対象市町村が広域消防運営計画達成のため実施する事業に要する経費に対し、引き続き必要な財政措置を講ずること。

4. 過疎地域の自立促進について

過疎対策については、昭和45年以来、4次にわたる特別措置法により、総合的な事業が実施されてきた。

これによって過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果をあげたところであるが、平成22年3月末をもって現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は失効することとなっている。

過疎地域においては、人口減少と高齢化が特に顕著であり、生活・生産基盤の弱体化も進み、極めて深刻な状況に直面していることから、新たな過疎対策法の制定により、引き続き総合的な過疎対策を進めることが必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 新たな過疎対策法の制定等

- ①過疎地域の持つ多面的・公益的機能を積極的に評価し、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記した新たな過疎対策法を制定すること。

- ②新たな過疎対策法における過疎地域の指定については、現行過疎指定地域を引き続き指定するとともに、人口や財政力のみではなく、多面的な観点から指定を行うこと。
- ③過疎地域における生活機能の維持や耕作放棄地対策などソフト的な課題に対応できる制度とするとともに、中山間地域等における第一次産業などへの雇用の受け皿づくりと就業者定着のための支援策を強化すること。

(2) 過疎地域に対する財政措置の充実

過疎地域の自立促進に必要な財源である過疎対策事業債及び辺地対策事業債の所要額を確保するとともに、税源の乏しい過疎地域の安定的な財政運営が可能となるよう、地方交付税上特段の措置を講ずること。

(3) 税制の抜本改革に当たっての過疎地域への配慮

税制の抜本改革に当たっては、過疎地域の行財政運営に十分配慮すること。

5. 合併市町村に対する支援の拡充等について

地方はこれまで自主的な市町村合併の推進に鋭意努力してきたところである。

しかしながら、各市町村は合併に至る過程及び合併後の行政運営等において、様々な問題を抱えており、支援措置の更なる充実が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 合併市町村に対する財政措置の充実等

- ①合併特例債等の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。
- ②合併市町村に対する普通交付税算定の特例措置を確実に実施すること。

(2) 合併新法期限後の合併に対する支援

現行の合併新法の期限後に合併する市町村に対し、現行の財政支援措置に準じた支援を行うこと。

(3) 合併が困難な市町村に対する支援

地理的な理由等により合併が困難な市町村に対しては、地方交付税等による財政支援措置の拡充強化を図ること。

6. 基地対策関係予算の確保等について

我が国の安全保障政策の推進には、基地の安定使用が前提であり、基地周辺住民の理解と協力が不可欠である。

そのため、基地関係市町村は、基地周辺住民の生活環境の整備や住民福祉の向上等、諸施策の充実に懸命の努力を傾注しているところである。

しかしながら、基地関係市町村の行財政運営は、基地の所在に伴う特殊な財政需要の増大等により、大変厳しい状況にある。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 基地交付金・調整交付金の増額確保等

固定資産税の代替的性格及び基地所在市町村の特殊事情等を踏まえ交付されている基地交付金・調整交付金については、これまで3年ごとに増額されている経緯を踏まえ、増額すること。

また、自衛隊が使用する全資産を基地交付金の対象資産とすること。

(2) 基地周辺対策事業の充実強化

障害防止事業や騒音防止事業、民生安定助成事業等の充実強化を図るとともに、基地周辺対策経費の所要額を確保すること。

特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ、増額すること。

(3) 日米地位協定の抜本的な見直し

在日米軍基地から派生する事件・事故等、また基地に起因する環境問題から国民の生命・財産を守るため、日米地位協定については、不断の運用改善に努めつつ、抜本的な見直しを行うこと。

7. 治安対策の強化等について

我が国は世界で最も安全な国と言われ、いわゆる「安全神話」を国民誰も当然に受け止めていた。

しかし、近年の犯罪は、国際化、広域化、低年齢化が進むとともに、インターネットを利用した犯罪が増加するなど、複雑化、多様化している。さらに、各地で無差別犯罪が続発し、平穏な市民生活への重大な脅威となっている。

また、北朝鮮による拉致問題に関しては、依然として安否未確認の拉致被害者問題など、多くの課題が残されている。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 治安対策の強化

- ①暴力団等による組織犯罪、銃器使用の凶悪犯罪や薬物組織犯罪への取り組みを強化するとともに、留置場・拘置所など治安関係施設を整備拡充すること。
また、犯罪防止の観点から入国管理体制を強化すること。

②地方警察官の増員と人口密集地域や犯罪多発地域への重点配備を図るとともに、更なる交番・駐在所の整備を図ること。

(2) 拉致問題の全容解明と早期解決

北朝鮮による一連の拉致事件は、我が国の国家主権と国民の基本的人権にかかわる重大な問題であることから、事件の全容解明と早期解決に向けて、全力で取り組むこと。

また、拉致被害者とその家族の支援策の充実を図ること。

8. 北方領土返還について

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還の実現は日本国民の一致した願いである。

また、今後、日露両国が平和条約を締結して安定的な日露関係を構築するためには、北方領土問題の早期解決が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

(1) 早期の返還実現

北方領土返還のため積極的な対露外交交渉を展開するとともに、より一層の国民世論・国際世論の喚起を促すための啓発活動や北方四島在住民との相互交流・理解の増進等に取り組み、北方領土の早期返還を実現すること。

(2) 北方領土隣接地域の振興対策

北方領土問題が未解決であることにより、地域の望

ましい発展が阻害されている北方領土隣接地域の疲弊を解消するため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。

9. 人権救済制度の確立について

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、これまで人権に関する各種の施策が講ぜられてきたが、今日においても、社会的身分、門地、人権、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、子どもや高齢者等に対する虐待などの人権侵害が繰り返されている。

また、最近においては、インターネットを使用したプライバシーの侵害や差別表現の流布など、新たな人権侵害も増加している。

よって、国においては、人権問題の解決に向けて、人権教育及び人権啓発を推進するとともに、実効性のある人権救済制度を確立するよう強く要望する。